

後期高齢者医療制度の対象者の皆さんへ

問い合わせ／本庁保険年金課高齢者医療G
(内線)2831-2833

7月中旬に新しい保険証と後期高齢者医療保険料決定通知書を送付します。

後期高齢者医療制度とは

現役世代と高齢者世代の負担を明確にし、将来にわたり、高齢者の方に安定した医療サービスを提供することを目的としています。

なお、既にマイナ保険証(マイナンバー)をご利用の方は、申請の必要はありません。

保険料の納付
年金から自動的に保険料を天引きする納付方法を特別徴収といいます。納付方法は大きく分けて次の2種類があります。

■特別徴収(年金からの天引き)

▼75歳以上の方
65歳以上75歳未満の方で、一定の障害があり、加入を希望する方
8月から保険証が変わります。
新しい保険証については、7月中旬に送付します。

保険証の更新は8月です

入院・外来の保険適用分の医療費が、それぞれの所得区分による自己負担限度額を超えた場合に、その支払いが自己負担限度額までとなる制度があります。所得区分による判定基準がありますので、下記の(表1)をご参照ください。

(表1)限度額適用認定証などに該当する場合の判定基準

所得区分	基 準	限度額認定証など の発行と申請	認定証
現役並み所得者Ⅲ	課税所得 690万円以上	×	-
現役並み所得者Ⅱ	課税所得 380万円以上	○	①
現役並み所得者Ⅰ	課税所得 145万円以上	×	-
一般Ⅱ	課税所得 28万円以上	×	-
一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の方	○	②
低所得者Ⅱ	世帯全員が住民税非課税	○	-
低所得者Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で世帯の所得が一定の基準以下の方と、老齢福祉年金受給者	○	-

※この方法による支払いの場合は、手続きの必要はありません。ただし、原則として年金天引きで納めます。後期高齢者医療制度加入の方は、原則として年金天引きが始まるまでの一定期間は、納付書により納めていただく期間が発生します。なお、年金天引きの開始時期などについて、文書でお知らせします。

■普通徴収(納付書や口座振替)

市役所から自宅に郵送された納付書や金融機関への手続きによる口座振替で保険料を支払う納付方法を普通徴収といいます。(納期は左下(表2)のとおりです)
※年齢到達や転入などにより、新たに後期高齢者医療の対象になった方などが対象です。

(表2)普通徴収の納期

期 別	納 期 限
第1期	7/31(水)
第2期	9/2(月)
第3期	10/31(木)
第4期	12/2(月)
第5期	1/31(金)
第6期	2/28(金)

■令和6年12月2日(月)からの現行の保険証の取り扱いについて

現行の保険証は、12月2日に廃止となります。
医療機関での受診の際は、「マイナ保険証」をご利用ください。
また、12月1日時点でお手元にある保険証は、有効期限の令和7年7月31日までご利用いただけます。
(12月2日以降、「マイナ保険証」を保有していない方には「資格確認証」が郵送されますので、引き続き医療機関への受診が可能です)
※マイナ保険証の登録状況などは、マイナポータルで各自ご確認ください。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

1 保険料率

後期高齢者医療保険では、皆さんの医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料の見直しをすることになっています。

内訳	保険料率	
	変更前	変更後
均等割額	56,900円	59,900円
所得割率	10.88%	11.72%※1
限度額	66万円	80万円※2

2 保険料の計算方法

保険料は被保険者全員が負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

$$\text{均等割額} \text{ (1人当たりの額) } 59,900\text{円} + \text{所得割額} \text{ (本人の所得に応じた額) } [\text{昨年の所得} - \text{基礎控除額} 43\text{万円(注)}] \times \text{所得割率 } 11.72\% \text{※1} = \text{1年間の保険料} \text{ (限度額 80万円※2)}$$

(注)前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は基礎控除額が異なります。

【激変緩和措置】

※1 総所得金額等一基礎控除額が58万円以下の方は令和6年度のみ10.82%。

※2 令和6年3月31日時点で75歳以上である方または障害認定による加入者は令和6年度のみ73万円。

3 保険料の軽減

保険料は、所得に応じて軽減される場合や被扶養者であった方への特例措置として軽減される場合があります。

(1)所得に応じた「均等割額」の軽減措置

同一世帯内の被保険者全員および世帯主の所得金額の合計に応じて均等割額が軽減されます。

同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額(※3)の合計	軽減割合	軽減後保険料
43万円(※4)以下	7割軽減	17,900円
43万円(※4) + 29.5万円×(被保険者数)以下	5割軽減	29,900円
43万円(※4) + 54.5万円×(被保険者数)以下	2割軽減	47,900円

※3 軽減対象所得金額は、総所得金額などから公的年金に係る所得金額について15万円を上限に控除した額です。

※4 同一世帯内の被保険者および世帯主で、給与所得者等を有する方が2人以上いる場合は、【43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1人)】となります。

なお、給与所得者等とは、給与所得または公的年金所得、もしくはその両方の所得がある方のことです。

(2)被扶養者だった方の軽減

被保険者の資格を得た日の前日に被用者保険(協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合など)の被扶養者であった方は、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。(所得割額は課されません)

※前述の所得に応じた均等割額の軽減措置に該当する方は、軽減割合の大きい方が優先となります。

決定通知書が届いたら、まず確認!

保険料の納付方法について、「今までどおり年金から引かれるだろう」「口座振替されるだろう」と思われていませんか。

所得の変更や世帯構成の変更などにより、納付方法が変わる場合があります。

決定通知書が届いたら、封筒に納付書が入っているか、必ず確認してください。